

答申第 750 号

令和 2 年 9 月 30 日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 20 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 14）（諮問第 798 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、参考送付資料（以下「甲文書」という。）、電話通信紙、特定施設立ち寄り実施状況表及び特定施設警戒状況（以下「乙文書」という。）並びに出動部隊編成表及び勤務結果報告書（以下「丙文書」といい、甲文書から丙文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 乙文書及び丙文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 甲文書に記載された送付内容については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第5条第1号本文を理由にしたことに加えて、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

ウ 乙文書に記載された警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号（以下「本件警電番号等」と総称する。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

エ 乙文書の電話通信紙に記載された「件名」欄（以下「本件件名」と

いう。)、**「通信内容」**欄及び別添資料並びに**「処理結果」**欄(以下**「本件処理結果」**という。))については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第5条第1号本文を理由としたことに加えて、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、特定施設立ち寄り実施状況表の**「特異事項」**欄(以下**「本件特異事項」**といい、**「通信内容」**欄、**「件名」**欄、**「処理結果」**欄及び**「特異事項」**欄を**「本件乙文書情報」**と総称する。))については、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

オ 丙文書の出動部隊編成表に記載された**「服装」**欄、**「携行装備品」**欄、**「番号」**欄、**「小隊」**欄、**「階級」**欄、**「氏名」**欄、**「携帯番号」**欄、**「拳銃番号」**欄、**「備考」**欄、**「携行品」**欄、**「無線機」**欄並びに具体的な指示内容及び派遣人員に関する記載、勤務結果報告書の**「勤務形態」**欄、**「派遣先所属」**欄、**「派遣人員」**欄、**「取扱事案」**欄、**「特記事項」**欄、**「件名」**欄、**「勤務結果」**欄及び**「備考」**欄(以下これらを**「本件機動隊情報」**と総称する。))については、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして条例第5条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 送付内容

送付内容は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の被疑者(以下**「本件被疑者」**という。)の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

特定事件の性質から、事件勃発前にいかなる情報が提供されていたのに引き起こされてしまったかは、障害者の権利擁護に資する情報として公開することとなっており、特定事件の関係者が作成した手紙の写し及びそれに相当する記述の箇所は、手紙の内容が広く報道され現在でもその新聞記事が全国の図書館で閲覧複写することができるものであるから、一般に公になっている以上、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

また、かかる情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ウ 通信内容

通信内容は、特定の者の氏名を除き、特定の個人が識別され得る情報でも被害者等個人の権利利益を害するおそれがある情報でもない上、特定の者の氏名も、公務員等の職務遂行上の氏名であれば、個人の権利利益を害するおそれがある情報ではない。また、かかる情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。被害者等関係者の権利利益、本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。さらに、かかる情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、条例第5条第1号ただし書ウに該当し、とりわけ、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

警察電話の内線番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号等には当てはまらないものである。

よって、本件警電番号等は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 送付内容

送付内容は、当該情報であることをもって直ちに特定事件や今後の同種の事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障があるとはいえない。特定事件や今後の同種事件の捜査、公訴の維持等に支障を来す部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

送付内容は、特定事件の性質から、特定事件が事件勃発前にいかなる情報が提供されていたのに引き起こされてしまったかは、障害者の権利擁護に資する情報として公開することになっているため、条例第5条第6号に該当しない。

イ 警戒状況

通信内容及び本件機動隊情報のうち警戒状況とされる情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。

かかる情報は、特定事件の性質から、特定事件に公権力がいかに対処したかは、障害者の権利擁護に資する情報として公開することとなっているため、条例第5条第6号に該当しない。今後の同種事件の捜査等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

また、特定事件現場は、公立の施設であり、指定管理業務も行われており、特定事件を受けて警備も増強された以上、侵入者等が規制線の中に立ち入った上で事件現場を荒らすということは不可能である。

ウ 本件乙文書情報及び本件機動隊情報

本件乙文書情報及び本件機動隊情報については、特定事件の歴史的経緯を知るために重要な情報であるから、最大限の公開を実施すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号には該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされたすべての情報（以下「本件非公開情報」という。）は、公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

文書の検索が不十分であるか、又は条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は文書の再検索を行っておらず不当である。

(6) その他

ア 神奈川県に限らず、情報公開請求で交付される文書は印影や手書きで記載された文面が薄く印刷されていたり、スキャン時の画面からはみ出していたりするなどして判読できないことが多いが、本件においても判読できない部分が存在した。

不鮮明部分の存在は、事実上の非公開と同様の効果を生じさせ、行政文書の公開義務を履行したとはいえないのであり、再発防止策を講じてほしい。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であつ

ても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

エ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部警備部警備課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報は、同号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められている情報、公務員等の職務に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 送付内容

送付内容のうち、本件被疑者が特定事件発生前に特定公舎を訪問した際の本件被疑者及びこれに対応した職員の言動等が記載されている情報並びにその時に本件被疑者が持参した手紙（以下「本件送付内容」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当し、当該情報は、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

ウ 通信内容

通信内容のうち、

- (ア) 平成 28 年 2 月 15 日付けで、警備課長から特定警察署長宛てに行われた本件被疑者に関する情報提供及びそれに基づき特定警察署が行った照会内容等が記載され、参考資料として本件被疑者が特定公舎に持参した手紙の写しが添付
- (イ) 平成 28 年 2 月 15 日付け及び同年 3 月 4 日付けで特定警察署長と関係先との間で行われた本件被疑者に関する聴取等の内容が記載
- (ウ) 平成 28 年 7 月 27 日付けの機動隊派遣の運用を変更する理由となった事案内容が記載
- (エ) 平成 28 年 7 月 29 日付けで警備課から特定警察署長宛てに行われた、同署警備課長を通じ前任同署警備課長に確認した本件被疑者の言動等の内容が記載

されている情報（以下「本件通信内容」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報若しくは公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本等の交付が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことも予想される。したがって、本件警電番号等は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

(3) 条例第 5 条第 6 号該当性について

ア 本件送付内容

本件送付内容は、本件被疑者が特定事件発生前に特定公舎を訪問した際の本件被疑者及びこれに対応した職員の言動等が記載され、その時に本件被疑者が持参した手紙であり、当該手紙には、本件被疑者が特定事件を引き起こした動機等を裏付ける情報が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ

がある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 指示事項

送付内容のうち指示事項（以下「本件指示事項」という。）には、本件被疑者が特定公舎を訪問した状況等を踏まえ、関係警察署が執るべき対応について警備課から指示した内容が記載されている。かかる情報が公開されれば、同種犯罪を企図する者等に対抗措置を執ることを容易にさせるおそれがあり、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 本件件名

本件件名には、警備課が特定警察署に機動隊を派遣するための具体的な任務又は機動隊の運用状況が記載されている。かかる情報が公開されれば、機動隊の運用状況等が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査等その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 本件通信内容

(ア) 平成28年2月15日付けの警備課長から特定警察署長宛ての本件通信内容には、本件被疑者に関する情報提供及びそれに基づいて特定警察署が行った照会内容等が記載されており、参考資料として本件被疑者が特定公舎に持参した手紙の写しが添付されている。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査情報、本件被疑者の状況等が明らかとなり、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(イ) 平成28年2月15日付け及び同年3月4日付けの特定警察署長と関係先との間で行われた本件通信内容には、本件被疑者に関する聴取等の内容が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査情報、本件被疑者の状況等が明らかとなり、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(ウ) 平成28年7月29日付けの警備課から特定警察署長宛ての本件通信内容には、同署警備課長から前任同署警備課長に確認した本件被疑者の言動等の情報及び特定警察署が施設管理者に対して行った安全指導等の対策内容が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査情報並びに警察及び施設が行う安全管理対策の

内容が明らかとなり、犯罪の予防、捜査等その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(エ) 平成28年7月26日付けから同年8月29日付けまで（前記(ウ)の情報を除く。）の本件通信内容には、警備課が機動隊を派遣するため機動隊及び特定警察署に対して行った連絡調整及び警戒方法、派遣人員の運用等が記載されており、かかる情報が公開されれば、警戒方法、人員等の警戒警備体制が明らかとなり、捜査の妨害を企図する者が体制の間隙を突いて現場に侵入し、保存中の現場を損壊等することにより、証拠隠滅を図るおそれがあるとともに、今後、同規模の施設等に対する派遣人員等の警戒警備体制が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査等その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 本件処理結果

(ア) 平成28年3月4日付けの本件処理結果には、本件被疑者の動向に対する措置が記載されている。かかる情報が公開されれば、同種犯罪を企図する者等に対抗措置を執ることを容易にさせるおそれがあり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(イ) 平成28年7月26日付けから同年8月1日付けまでの本件処理結果には、警備課が機動隊を派遣するため機動隊及び特定警察署に対して行った連絡調整及び警戒方法、派遣人員の運用等が記載されている。かかる情報が公開されれば、警戒方法、人員等の警戒警備体制が明らかとなり、捜査の妨害を企図する者が体制の間隙を突いて現場に侵入し、保存中の現場を損壊等することにより、証拠隠滅を図るおそれがあるとともに、今後、同規模の施設等に対する派遣人員等の警戒警備体制が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査等その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 本件特異事項

本件特異事項には、特定警察署が特定施設に対する立ち寄り警戒の実施で把握した特異事項が記載されており、かかる情報が公開されれば

ば、立ち寄り警戒の際に警察官が特異事項と判断する着眼点が明らかとなり、今後、同種警戒における犯罪の予防、捜査等その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

キ 本件機動隊情報

本件機動隊情報は、機動隊が派遣要請に応じた部隊を編成し隊員を派遣するため、派遣人員、警戒方法の具体的な運用等について、派遣日ごとに記載するとともに勤務状況について勤務日ごとに記載している。

かかる情報が公開されれば、警戒方法、人員等の警戒警備体制が明らかとなり、捜査の妨害を企図する者が体制の間隙を突いて現場に侵入し、保存中の現場を損壊等することにより、証拠隠滅を図るおそれがあると同時に、今後、同規模の施設等に対する派遣人員等の警戒警備体制が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査等その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要性はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、その特定に遺漏はない。

警備課は、分掌事務として、警備方針の策定、警備実施に関すること、機動隊の連絡調整、運用事務等に関する業務を所管している。

本件行政文書のうち

ア 甲文書は、警察庁から送付された特定公舎を訪問した本件被疑者に係る訪問時の状況等が記載された文書及びその時に本件被疑者が持参した手紙の写し

イ 乙文書は、

(ア) 警備課から特定警察署宛てに行われた本件被疑者に関する情報提供、それに基づいて特定警察署が行った照会内容等が記載された電話通信紙及び参考資料として添付された手紙の写し

(イ) 特定警察署と関係先との間で行われた本件被疑者に関する聴取等の内容が記載された電話通信紙

- (㊦) 警備課が機動隊員を派遣するため機動隊及び特定警察署に対して行った連絡調整及び警戒方法、派遣人員の運用等について作成された電話通信紙
 - (㊧) 特定警察署が特定施設に対する立ち寄り警戒を行った際の実施結果が記載された特定施設立ち寄り実施状況表及び特定施設警戒状況
- ウ 丙文書は、機動隊が派遣要請に応じた部隊を編成し隊員を派遣するため、派遣人員、警戒方法の運用等について作成された出動部隊編成表及び勤務状況について勤務日ごとに作成された勤務結果報告書であり、いずれも実施機関が保管していたものである。

実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

(6) 行政文書の不鮮明について

実施機関が作成する文書には、職員同士の情報の共有、関係所属に対する指示事項、措置内容等を職員が手書きで直接記載するものもあり、判読しにくいものは修正等を行い判読可能な状態にして組織的に管理することとしている。

本件行政文書も組織的に管理されていた原本を複写し、公開・非公開の判断を行った上、写しの交付をしたものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)のとおり、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財

産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等、本件送付内容及び本件通信内容の同号該当性について、以下、検討する。

ア 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影は、その警察官の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件送付内容

本件送付内容について、実施機関は、前記4(1)イのとおり条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)アのとおり同条第6号に該当するため、同条第1号本文該当性を判断するまでもなく実施機関が非公開と判断したことは妥当である。

ウ 本件通信内容

本件通信内容について、実施機関は、前記4(1)ウのとおり条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)エのとおり同条第6号に該当するため、同条第1号本文該当性を判断するまでもなく実施機関が非公開と判断したことは妥当である。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほ

か、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号等の同号柱書該当性について、以下、検討する。

本件警電番号等は、警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想されることから本件警電番号等を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号等は、同号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)のとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には同号該当性を認めるものである。

そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 本件送付内容

当審査会が確認したところ、本件送付内容は、本件被疑者が特定事件発生前に特定公舎を訪問した際の本件被疑者及びこれに対応した職員の言動等が記載（以下「訪問状況情報」という。）され、その時に本件被疑者が持参した手紙であり、当該手紙には、本件被疑者が特定事件を引き起こした動機、計画性等を裏付ける情報が記載（以下「手紙情報」という。）されていることが認められる。

訪問状況情報は、本件被疑者に対応した特定公舎の警戒状況であることから、これを公開すると、今後、同種の公舎等における職員配置等の警戒状況が推測され、犯罪を企図する者による犯罪行為を容易にさせる

おそれがあり、手紙情報は、特定事件の動機、計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであることから、これを公開すると、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあるため、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると判断する。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 本件指示事項

当審査会が確認したところ、本件指示事項には、本件被疑者が特定公舎を訪問した状況等を踏まえ、関係警察署が執るべき対応について警備課から指示した内容が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、同種犯罪を企図する者等に対抗措置を執ることを容易にさせるおそれがあり、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ウ 本件件名

本件件名は、警備課が特定警察署に機動隊を派遣するための具体的任務又は機動隊の運用状況が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、機動隊の運用状況等が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 本件通信内容

(ア) 平成28年2月15日付けの警備課長から特定警察署長宛ての本件通信内容には、本件被疑者に関する情報提供及びそれに基づいて特定警察署が行った照会内容等（以下「被疑者情報」という。）が記載されており、参考資料として本件被疑者が特定公舎に持参した手紙の写し（以下「添付手紙情報」という。）が添付されていることが認められる。

被疑者情報は、特定事件に係る捜査情報及び特定事件発生前の本件被疑者の状況であり、添付手紙情報は、特定事件の動機、計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものである。これらを公開すると、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定

事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると判断する。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

- (イ) 平成28年2月15日付け及び同年3月4日付けの特定警察署長と関係先との間で行われた本件通信内容は、本件被疑者に関する聴取等の内容が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査情報、特定事件前の本件被疑者の状況等が明らかとなるため、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると判断する。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

- (ウ) 平成28年7月29日付けの警備課から特定警察署長宛ての本件通信内容には、同署警備課長から前任同署警備課長に確認した本件被疑者の言動等の情報及び特定警察署が特定施設の管理者に対して行った安全指導等の対策内容が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査情報並びに警察及び施設が行う安全管理対策の内容が明らかとなり、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

- (エ) 平成28年7月26日付けから同年8月29日付けまで（前記(ウ)の情報を除く。）の本件通信内容には、警備課が機動隊を派遣するため機動隊及び特定警察署に対して行った連絡調整及び警戒方法、派遣人員の運用等が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、警戒方法、人員等の警戒警備体制が明らかとなり、捜査の妨害を企図する者が体制の間隙を突いて現場に侵入し、保存中の現場を損壊等することにより、証拠隠滅を図るおそれがあるとともに、今後、同規模の施設等に対する派遣人員等の警戒警備体制が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

オ 本件処理結果

(ア) 平成 28 年 3 月 4 日付けの本件処理結果には、本件被疑者の動向に対する措置が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、同種犯罪を企図する者等に対抗措置を執ることを容易にさせるおそれがあり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。

(イ) 平成 28 年 7 月 26 日付けから同年 8 月 1 日付けまでの本件処理結果には、警備課が機動隊を派遣するため機動隊及び特定警察署に対して行った連絡調整、警戒方法、派遣人員の運用等が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、警戒方法、人員等の警戒警備体制が明らかとなり、捜査の妨害を企図する者が体制の間隙を突いて現場に侵入し、保存中の現場を損壊等することにより、証拠隠滅を図るおそれがあるととも、今後、同規模の施設等に対する派遣人員等の警戒警備体制が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。

カ 本件特異事項

本件特異事項には、特定警察署が特定施設に対する立ち寄り警戒の実施で把握した特異事項が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、立ち寄り警戒の際に警察官が特異事項と判断する着眼点が明らかとなり、今後、同種警戒における犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

キ 本件機動隊情報

本件機動隊情報は、機動隊が派遣要請に応じた部隊を編成し隊員を派遣するため、派遣人員、警戒方法の具体的な運用等について派遣日ごとに記載するとともに勤務状況について勤務日ごとに記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、警戒方法、人員等の警戒警備体制が明らかとなり、捜査の妨害を企図する者が体制の間隙を突いて現場に侵入し、保存中の現場を損壊等することにより、証拠隠滅を図るおそれがあるととも、今後、同規模の施設等に対する派遣人員等の

警戒警備体制が推測され、テロ等の犯罪を企図する者の犯行を容易にする重要な情報になり得るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本来非公開とされるべき本件非公開情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とはいえない。

(6) その他

ア 審査請求人は、前記3(6)アのとおり、行政文書の写しの交付の際に不鮮明な部分があった旨主張しており、これに対し実施機関は、前記4(6)のとおり、本件行政文書については、組織的に管理されていた判読可能な状態の原本を複写し、公開・非公開の判断を行った上、写しの交付をしたものであると説明している。

イ また、審査請求人は、前記3(6)イからエのとおり、情報公開制度の運用の仕方に関しても種々主張している。

ウ しかしながら、当審査会の所掌事項については、附属機関の設置に関する条例の別表において「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条

第1項) やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、上記ア及びイの審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項であり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 16 日	○ 諮問
令和 2 年 1 月 27 日 (第 196 回部会)	○ 審議
3 月 19 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
3 月 27 日 (第 197 回部会)	○ 審議
4 月 2 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 29 日 (第 199 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿崎 環	明治大学教授	部 会 員
田村 達久	早稲田大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常岡 孝好	学習院大学教授	会 長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀内 かおる	横浜国立大学教授	

(令和2年9月30日現在) (五十音順)